

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案												
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 計画区域内においては、それぞれ別表第2(ア)欄の地区整備計画において区分された地区(以下「計画地区」という。)の区分に応じ同表(イ)欄に掲げる建築物以外の建築物を、建築してはならない。ただし、市長が良好な居住の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第8条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず第3条第1項の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第9条～第11条 省略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物に関する制限を定め、<u>地区計画の区域内にあっては</u>適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを、<u>集落地区計画の区域内にあっては</u>良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図ることを目的とする。</p> <p>第2条 省略</p> <p>(建築物の用途の制限)</p> <p>第3条 計画区域内においては、それぞれ別表第2(ア)欄の地区整備計画<u>又は集落地区整備計画</u>において区分された地区(以下「計画地区」という。)の区分に応じ同表(イ)欄に掲げる建築物以外の建築物を、建築してはならない。ただし、<u>地区整備計画区域内で</u>市長が良好な居住の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>第8条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず第3条第1項の規定は適用しない。<u>ただし、第5号に掲げる範囲については、集落地区整備計画区域内の建築物に限る。</u></p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 増築又は改築する建築物の敷地が別表第2に規定する当該建築物の存する計画区域における建築物の敷地面積の最低限度に適合すること。</u></p> <p>第9条～第11条 省略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(9)</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)</td> </tr> </tbody> </table>	区域		省略		(9)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区域</th> </tr> <tr> <th colspan="2">省略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(9)</td> <td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)</td> </tr> </tbody> </table>	区域		省略		(9)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)
区域													
省略													
(9)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)												
区域													
省略													
(9)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)												

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2(第3条—第6条関係)

計画 区域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)			
	計画 地区 の区 分	建築することが できる建築物	建築物の敷地 面積の最低限 度	建築 物の 容積 率の 最高 限度	建築 物の 容積 率の 最高 限度	建築 物の 高さ の最 高限 度	建築物の外壁等の面 から道路境界線又は敷地 境界線までの距離の最 低限度	(a)	(b)	(c)
省略										
福島 地区 整備 計画 区域		次に掲げる用 途以外の建築物 1 神社、寺院、 教会その他こ れらに類する もの 2 自動車教習 所 3 床面積の合 計が15平方 メートルを超 える畜舎	450平方メ ートル。ただ し、土地区画 整理法第98条 第1項の規定 により仮換地 として指定さ れた際に存す る所有権その 他の権利に基 づいて、その 全部を一の敷 地として使用 する場合を除 く。				敷地 境界線 から外 壁等の 面まで の距離	1メ ートル	巡査 派出所、 公衆電 話所そ の他に これら に類す る公益 上必要 な建物 で、令第 130条 の4で 定める ものに 該当す る建物	

(10)	都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画集落 地区計画相野駅周辺地区集落地区計画の区域のうち、集落地区整備計画 が定められている区域(次表において「相野駅周辺地区集落地区整備計画 区域」という。)									
------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2(第3条—第6条関係)

計画 区域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)			
	計画 地区 の区 分	建築することが できる建築物	建築物の敷地 面積の最低限 度	建築 物の 容積 率の 最高 限度	建築 物の 容積 率の 最高 限度	建築 物の 高さ の最 高限 度	建築物の外壁等の面 から道路境界線又は敷地 境界線までの距離の最 低限度	(a)	(b)	(c)
省略										
福島 地区 整備 計画 区域		次に掲げる用 途以外の建築物 1 神社、寺院、 教会その他こ れらに類する もの 2 自動車教習 所 3 床面積の合 計が15平方 メートルを超 える畜舎	450平方メ ートル。ただ し、土地区画 整理法第98条 第1項の規定 により仮換地 として指定さ れた際に存す る所有権その 他の権利に基 づいて、その 全部を一の敷 地として使用 する場合を除 く。				敷地 境界線 から外 壁等の 面まで の距離	1メ ートル	巡査 派出所、 公衆電 話所そ の他に これら に類す る公益 上必要 な建物 で、令第 130条 の4で 定める ものに 該当す る建物	







備考 省略										

		130 条の 5 に 定めるものを 除く。)								
備考 省略										